

国土形成計画（全国計画）に係る意見聴取について

国土形成計画法第6条第5項の規定により、平成19年12月13日から平成20年1月15日までの間、インターネットの利用や印刷物の配布等によりパブリックコメントを行い、23名（団体含む）から51件の意見をいただきました。その主な事項別内訳は、以下のとおりです。

・ 地域整備	8件	・ 国土資源・海域	2件
・ 交通・情報通信体系	10件	・ 環境保全・景観形成	4件
・ 防災	2件	・ 新たな公	5件
		・ その他	20件

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
地域整備	1	長期耐用住宅の整備に当たって、豊かな住生活の実現や良好な景観の形成に逆行する不適切なミニ開発等を誘導しないよう、計画の実施において配慮が必要。	長期耐用住宅の整備による建設コスト増については、負担軽減のため税制の優遇措置などを講ずることとしており、認定要件なども含めて国会で法案審議していただくこととなります。なお、良好なまちなみや景観の形成については、第1部第3章第2節(1)の(魅力的で質の高いまちづくり)及び第2部第1章第1節(2)の(良好な景観の形成と水・緑豊かな環境の整備)に記述しているところであり、これらを踏まえて、計画を推進してまいります。
地域整備	2	公共施設の長寿命化についての記述が不足しているのではないかと。	今後、公共施設などの維持更新への対応が課題となると認識しており、このため公共施設の長寿命化に関しては、第1部第3章第2節(1)の(大都市特有の課題への対応)に、既存ストックの活用、都市基盤の更新・長寿命化という観点で記述しているところです。引き続き、公共施設的设计・建築等に当たっては施設を長期間使用する観点も考慮しつつ進めてまいります。
地域整備	3	都市づくりの中心としても、河川を見直すべきだと思います。	まちづくりと河川の関係については、第1部第3章第2節(1)の(魅力的で質の高いまちづくり)に水・緑豊かで潤いや景観に配慮した環境整備という観点で、また第2部第1章第1節(2)の(良好な景観の形成と水・緑豊かな環境の整備)に水辺の活用等による良好なまちなみ形成、河川整備等による水辺の再生という観点で記述しているところです。
地域整備	4	農山漁村地域の将来は、都市と農村の共生、そして人と自然の共生という枠組みの中でこそ描けるものであり、それを明確に打ち出す概念として「多自然居住地域」の考え方を発展的に継承した、①多自然居住地域であるとともに、②人間活動と自然環境の共生を目指すフロンティアでもある、「共生居住地域」の概念を導入を提案する。また、地域の各論を論じた第2部で、「共生居住」の視点から、地方中小都市、(平地)農村地域、中山間地域のそれぞれの方向性と役割を明確化することが必要である。	ご指摘の「共生居住地域」の概念については、新たな国土像を実現するための戦略的目標「持続可能な地域の形成」の中で同様の趣旨を記述しているところです。第2部においても、第2部第1章第3節に加え、同章第2節(1)において、地方都市と周辺の農山漁村を含めた生活圈域の形成について示したほか、産業や文化、交通・情報通信体系、防災、国土資源、環境保全等、関連する全ての分野において関係する記述をしているところです。
地域整備	5	①条件不利地域としての中山間地域、②地域再生のフロンティアとしての中山間地域という2つの視点からの位置付けは、新たな国土形成への戦略的な重要性を持つものであり、より積極的に書き込むことが必要である。また、条件不利地域の定義として、生産条件のみならず、生活条件の一部(特に医療、教育)も加えることが必要である。	中山間地域については、第1部第3章第2節及び第2部第1章第3節において、生産条件、生活条件ともに厳しい状況下にある一方で、「国土保全」や「伝統文化」などの点で重要な役割を担っていること、高齢者を中心とした地域活性化の先行的取組がみられることなどについて示したところですが、計画の推進にあたっては、これらを踏まえつつ、多様な地域産業の振興、生活環境整備など各般の支援策をきめ細かく総合的に実施していくことが重要であると考えております。

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
地域整備	6	「二地域居住」の主眼は、生活拠点を「2つ」もつことや都市住民が農山漁村に生活拠点をもちことではなく、都市と農山漁村が「連携」することに大きな意義があるため、「連携」(または「共生」)を前面に出した「農都連携居住」という広義の政策概念として提起することが重要であり、効果的であると考えられる。	都市と農山漁村の連携が重要であると考えており、「地域間の交流・連携」を本計画の戦略の重要な構成要素として位置付けています(第1部第3章第2節(4))。二地域居住もそのための手段の一つとして例示したものであり、都市部の住民が改めて地方に生活拠点をもちことだけでなく、地域外の人材を含めた多様な主体を地域の担い手として位置付けていく必要があると考えております(第1部第3章第2節(4)、第2部第8章第3節(2)参照)。
地域整備	7	従来の計画と異なり、国境の観点が盛り込まれているが、辺境警備の重要性について、記述が貧弱。与那国島等、辺境の島は資源の上からも、領土の観点からも大切。警備について記述すべき。同時に、新型インフルエンザ対策なども記載すべき。	国境離島については、国境離島を含む離島の振興について、第2部第1章第5節(1)において記述するとともに、海域の利用・保全の観点から、その重要性について、第2部第6章第5節において示しているところです。
交通・情報通信	8	外環自動車道のインターチェンジの設置に反対をする住民や地方自治体があるが、日本の将来の競争力をそぐものであり、もう一度考え直す必要がある。反対運動をする人や自治体は、道路が完成してもその恩恵を受けてはならないとすべき。そうしなければ、不公平や地域エゴはなくなる。	都市の中心市街地等の一般自動車交通量の抑制や沿道環境の保全等に向けた三大都市圏環状道路等の整備等の対策の推進については、第2部第4章第3節(2)の(都市の環状道路の整備)に記述しているところです。また、地域戦略の展開のために国、地方公共団体及び多様な民間主体が相互に連携することの重要性について、第1部第2章第3節に示しているところです。
交通・情報通信	9	最近道路をつくるつくらないでよく議論されているが、一般国道のことはあまり議論されない。国道といいながら、昔ながらの杣道や沢道を舗装しただけの道が残っていて、市町村道とかわらない道が国道になっています。まったく知らない人が国道の表示を信じてはいり込み、不測の事故を起こすのではないかと心配です。道路の幅員をわかりやすく表示して、それを通るかどうかは運転手に決めさせるという工夫があってもいいと思います。	道路については、第2部第4章において、地域の交通体系について記述しているところです。また、第2部第4章第2節(2)冒頭に「道路構造上の走りやすさに関する情報の活用等を進める」としているところです。
交通・情報通信	10	大都市の道路交通渋滞は、国家の国際競争力そして魅力の低下を加速させる恐れがある。1つの対策として、渋滞道路の地下に建設する地下鉄網の更なる拡充を提案する。例えば、青梅街道も渋滞道路であり、外環自動車道が開通すれば青梅街道と外環道のインターチェンジから派生する交通量増加が予想されるため、青梅街道に沿って荻窪まで通っている地下鉄丸の内線を、田無まで延伸することを提案する。	大都市の道路交通渋滞解消に向けた対策については、第2部第4章第3節(2)の(都市の幹線道路の整備)及び(公共交通機関の機能の維持・向上)並びに(人が主役のまちなか交通体系の整備)で記述しており、これらの総合的な交通施策を戦略的に推進することとしております。また、具体的な推進方策については、それぞれの地域の状況を踏まえ、より具体的・即地的な検討が進められるものと考えております。

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
交通・情報通信	11・12・13	<p>政府・与党申合せ(平成16年12月)「整備新幹線の取扱いについて」は、年度内の見直しに向け、作業が進められているところである。また、整備新幹線の意義を広く国民に伝える必要があることから、以下のように修正すべき。</p> <p>「整備新幹線については、沿線地域の産業・経済の発展や我が国経済全体の活性化を図るため、既着工区間の早期完成を図るとともに、未着工区間の整備を推進する。」</p>	<p>整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められて来たところです。</p> <p>本計画においては現時点における政府・与党申合せを記述しており、整備新幹線についての新たな申合せがなされれば、それに基づいて整備が進められることとなります。</p>
交通・情報通信	14	<p>羽田空港の混雑の原因の大半が札幌便、大阪便、福岡便であるので、これらを陸上交通機関に転換させるべく中央リニア新幹線、北海道新幹線の整備の必要性に言及することが必要である。また、地球温暖化対策としても望ましい。</p>	<p>第2部第4章の冒頭で「陸海空の横断的な視点に立った交通・情報通信体系の整備を総合的に進め」と記述するとともに、「温室効果ガスの排出削減等の問題へのなお一層の取組を推進」と記述しております。また、第2部第4章第2節の冒頭でも、「道路・鉄道・港湾・空港等の国内交通基盤を総合的に整備・活用し、基幹的なネットワークや拠点の機能確保を推進する」としているところです。</p> <p>個別プロジェクトの進め方については、それぞれの状況を踏まえ、より具体的・即地的な検討が進められるものと考えております。</p>
交通・情報通信	15	<p>国際航空貨物が成田に集中しているが、アジアのハブとしての我が国の国際航空貨物対策について記述することが必要である。</p>	<p>国際航空貨物については、第2部第4章第1節(1)で、アジア・ゲートウェイとしての機能を有する国際拠点空港等において「我が国の航空物流事業者の国際物流環境の形成にも資する、貨物施設の整備や集約」としているところです。</p>
交通・情報通信	16	<p>オープンスカイやLCCは、近い将来、日本の航空に大きな影響を与えるものと考えられるため、これらの動向に対応する必要性について明記することが必要。</p>	<p>ご指摘の趣旨については、第2部第4章第1節(1)で「格安航空会社(ローコストキャリア)の台頭にともない」や「全国的な視野に立ってアジアとオープンかつ戦略的なネットワークを増進」と記述し、新しい動向と対応の必要性について示しているところです。</p>

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
交通・情報通信	17	民間航空会社による健全な競争が行われるような環境(滑走路処理容量)を確保する基盤整備が必要であることを明記するべき。	需給が逼迫している東京国際空港について、ご指摘の趣旨に沿って第2部第4章第2節(3)に「その隘路となっている東京国際空港の空港容量の確保を速やかに図る」としているところです。
防災	18	東京一極集中の弊害は、特に大規模な災害発生時等に顕在化する。政治・行政・経済の中核機能が麻痺することのないよう、首都圏が被災した場合においても、当該機能を継続・確保する仕組みを構築することが緊要である。とりわけ、首都圏と同時被災の可能性が小さく、既存ストックの集積がある関西において、当該機能をバックアップできる体制を整えることが効率的・効果的であり、国家の危機管理の観点から関西を首都機能バックアップエリアとして位置付けられたい。	中核機能の危機管理については、第1部第3章第3節(2)において、国や広域ブロックの経済・社会機能の中核を担う大都市圏及び地方の拠点となる都市における中核機能の相互ネットワーク化を通じたバックアップ体制の強化及び業務継続計画等の策定について示しているところです。
防災	19	台風の時に、報道機関が流す情報は各地点における雨量等「点の情報」だが、気象庁、放送機関、自治体の協力により、河川や地域での水量等を数量化、または図式化し、「線」や「面」による情報」を放送するようにして欲しい。	災害情報については、第2部第5章第1節(2)で、「災害情報や避難情報についてわかりやすい表現を用いる」旨の記述をしているところです。
国土資源・海洋	20	国土形成計画は人間中心から、水の循環系(森、水田、河川、海岸)を一貫したものと捉えたいといった生態系中心の思想に切り替えるべきだと思います。	森林、農地、都市、河川、海洋・沿岸域をつなぐ水循環系の視点で国土を捉えることは重要であると認識しており、第1部第3章第4節(2)では戦略的目標の一環として流域圏における国土利用と水循環系の管理の重要性を示し、第2部第6章第1節(1)では健全な水循環系の構築による生態系の保全等を記述しているところです。また、多様な主体の参画を目指して、流域連携の考え方や活動を支える仕組みづくりについても示しているところであり、この推進を図ってまいりたいと考えております。
国土資源・海洋	21	流域圏における適正な国土利用と水循環系の管理のための住民協力や、上下流交流、流域意識を醸成するための多様な主体の参画・連携の仕組みが必要であることについて、その具体的な計画内容について十分にビジョンが語られておらず、計画概念としての流域圏の意義を高める記述が求められる。	計画概念としての流域圏の意義については、第2部第6章第1節で流域圏に着目した国土管理の重要性を記述しているところです。また、多様な主体の参画を目指して、流域連携の考え方や活動を支える仕組みづくりについても示しているところであり、この推進を図ってまいりたいと考えております。

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
環境保全・景観	22	<p>第1部第3章第4節「循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成」において「危機的な状況にある生物多様性の維持・回復等、人と自然との共生を図ることが重要な課題」としているが、実際にこの方針が徹底されていくか疑問である。例えば、一旦指定した道路は必ず完成させるという流れを改めない限り、「人と自然との共生を図ること」は達成できないと思われる。</p>	<p>国土基盤と自然環境との関係については、第1部第4章第1節「国土基盤投資の方向性」において、「事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮することが必要である。」としているところである。</p>
環境保全・景観	23	<p>「省CO2型」という用語は、「CO2を節約する」という誤解を招く恐れがあるため、「低CO2排出型」という用語にしたほうが分かりやすい。</p>	<p>「第3次環境基本計画」(平成19年4月)や「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告」(平成19年9月)においても省CO2という表現が用いられており、表記の統一を図っています。</p>
環境保全・景観	24	<p>エコロジカル・ネットワークは、「生態系ネットワーク」ではなく、「生態的ネットワーク」が適切ではないか。また、ネットワークの形成もさることながら、核となる自然保護地が良好に維持されることは当然としても、さらにまとまりを持った生息地の確保の必要性をまず述べ、適切ではないネットワーク化は外来種や病原菌の侵入等悪影響を及ぼすことが知られていることを踏まえた具体的な記述をする必要がある。また、国際的な視点から、東アジアのエコロジカル・ネットワークの保全と再生の必要性を明記することが必要である。</p>	<p>エコロジカル・ネットワークについては、「第三次生物多様性国家戦略」(平成19年11月)において、「生態系(の)ネットワーク」という表現が使われており、表記の統一を図ったものです。</p> <p>まとまりを持った生息地の確保の必要性については、本計画では、エコロジカル・ネットワークの形成を通じて進めていくこととしており、第1部第3章第4節(健全な生態系の維持・形成)において記述しているところです。また、第2部第7章第2節において、適切ではないネットワークの悪影響についても留意すべき点として記述しているところです。</p> <p>国際的な連携については、第2部第7章第2節において記述しているところですが、ご指摘を踏まえ、以下の通り修正します。</p> <p>「このため、国内のみならず、アジア・太平洋地域との連携も視野に入れつつ、…」</p>

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
環境保全・景観	25	<p>ランドスケープという用語を使用していることについての説明が不十分である。ランドスケープについて十分な説明をし、その位置づけを明確にすることが必要である。</p>	<p>ランドスケープ及びその考え方については、欧州ランドスケープ条約等国际的な動きも踏まえ、今後国土形成上、重要になってくると考えられる概念として、国土審議会計画部会持続可能な国土管理専門委員会において議論を行い、新しく計画に取り入れたものです。「ランドスケープ」については、第2部第7章第3節において「地域の空間利用に関する計画に上記のような考え方が反映されるよう努めるとともに、その考え方、意義等について普及・啓発を図る」としているところであり、意義・考え方等の普及・啓発に努めていきたいと考えています。</p>
新たな公	26	<p>「新たな公」においては、国から地方への権限委譲とも絡めて行政（地方公共団体等）の役割に関する記述が少ない。多様な主体の協働・連携に基づく地域のガバナンス形成において、旧来からの行政によるガバメント、特に、地域住民の生活を守る拠点としてのローカルガバメントである市町村自治体の役割を強調することが必要である。</p> <p>また、農山村漁村地域では「新たな公」のシステム形成には限界があり、旧来からの「地縁型コミュニティ」に対する支援の視点が必要である。</p>	<p>「新たな公」に基づく地域づくりにおいては、行政の役割も、民間主体の発意やビジネスマインドを誘導・サポートする方向に切り替わっていくものと考えます。ご指摘の市町村の役割については、「多様な民間主体との協働を推進するとともに、幅広い住民サービスを担う。」と位置づけています。</p> <p>また、維持・存続が危ぶまれる集落での暮らしの将来像の合意形成を図る上で、「地縁型のコミュニティなど多様な民間主体と行政が協働することが重要である」と記述しています。</p>
新たな公	27	<p>「くらし」や「いのち」という現実の地域社会からの視点が盛り込まれているのを感じました。</p> <p>私どもは、平成5年にNPO法人を立ち上げ「地域」をキーワードに活動を展開してきましたが、常に心がけたのは、・既存の分野の縦割りで考えない、・行政枠で考えない、ということ、常に「くらし」や「いのち」という視点で、今を生きる大人の責務として、地域の当事者として次の世代に今よりも少しでもいい社会を手渡すことを考えてやってきました。</p> <p>そして、この当事者意識を持った人を増やすこと、これこそが、地域づくりそのものであり、地域の集合体が市町村であり、市町村の集合体が都道府県、都道府県の集合体が国であると考えれば、それぞれが自分の地域づくりに取り組むこそ、国づくりと言っても過言ではないと考えます。</p>	<p>「新たな公」を基軸とする地域づくりの考え方にご賛同いただき、自ら中間支援組織を立ち上げるなど地域でのご活動に尽力されているとのこと。今後とも、ご活動を通じて明らかになった課題や今後の展望などをご教示いただき、この取り組みの広がりにご協力いただければと思います。</p>

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
新たな公	28 ・ 29	「新たな公」による地域づくりにおいて、「国籍に関係なく」とあるが、いかなる理由によるものか。国籍の違いを無視するような考え方は取るべきではない。	政治への参加などに関しては国籍による制限がありますが、居住環境整備などの地域づくりに関しては、それぞれの地域で暮らす多様な人材によって担われていくことが望ましいという趣旨を述べたものであります。
新たな公	30	「新たな公」の記述が冗長になされているが、国土形成計画において書く場合、人材育成の一環として幅広く記述することが必要である。	「新たな公」については、今後の地域づくりの担い手についての新たな方向性を示したものであり、今回の国土形成計画の重要な要素としております。この「新たな公」は新しい概念であることから、国民の皆様にご理解いただくため、丁寧に記述しているものであります。
その他 (国土構造等)	31 ・ 32 ・ 33 ・ 34	東京一極集中が進みすぎたことによる弊害及び今後の多極化への転換について、明確に示すべきではないか。	一極一軸への集中による弊害及び国土構造の転換については、第1部第1章第3節、第1部第2章第1節等に記述し、一極一軸型の国土構造から多様な広域ブロックが自立的に発展する国土構造への転換を図ることとしているところです。
その他 (国土構造等)	35	世界及びアジアにおける日本の位置付け・役割を明確にする必要がある。	本計画は、第1部第2章第1節に「アジアに開かれた国土」を目指して、それぞれのブロックと東アジア等諸地域の交流・連携を進めるとともに、東アジアの中での地域の個性と魅力、国際機能等をとらえ直していく。これによって、…東アジアを意識する国土構造に転換を図っていく。」等と記述するとともに、戦略的目標の1つとして「東アジアとの円滑な交流・連携」を掲げるなど、グローバル化の進展と東アジアの経済発展等を踏まえた記述としているところです。また、広域地方計画の検討に当たって、自らのブロックの東アジアにおける独自性の発現の視点からの検討の必要性(第3部第2章第2節)について示しているところです。

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
その他 (国土構造等)	36	県境にある資源を有効活用し、広域ブロック全体を活性化させるために、第3部第2章第2節②に、限界集落の維持面以外の観点からの県境地域への取組についても記述できないか。	ご指摘の趣旨を踏まえ、第3部第2章第2節②の記述を以下の通り修正しました。「その際、このような検討が必要な集落は県境地域に多く存在することから、この面においても、県境をまたぐ広域での取組の工夫が求められる。」
その他 (国土構造等)	37	第3部第1章第2節(3)の最終段落において、広域ブロック縁辺部都道府県相互の範囲での連携・調整の必要性が述べられているが、むしろブロックをつなぐインターブロック機能としての役割をこうした地域に与えることが、当該地域および広域ブロックの活性化には有効ではないか。	ご指摘の趣旨について、全国計画においては、ブロック相互やブロックの境界にまたがる複数都道府県等の間での連携及び相互調整を進める必要があるとしているところです。より具体的・即地的な連携及び相互調整のあり方については、広域地方計画において検討が進められるものと考えております。
その他	38	計画期間を20～30年にして、人口が減少しようとしていることを前提として、この期間の地域政策はいかにあるべきかを指し示すことが必要である。	本計画の計画期間については、第1部第2章第2節に記述しているとおり、「これから10年程度の期間は、これまで時代に応じてライフスタイルをリードしてきたいわゆる団塊の世代が60～75歳程度の年齢層にとどまり、引き続き活躍するとともに、高齢化時代における新しい経済社会像の形成に貢献することが期待される。21世紀に入って初めての国土計画である本計画においては、この機を逃さず、あらゆる時代の活躍により、その先の時代の方向を形づくる取組の方向性を先導的に提示していくべきである。」との考えに基づき、「21世紀前半期を展望しつつ、今後概ね10ヶ年間にわたる国土形成に関する基本的な方針、目標及び全国的見地から必要である基本的な施策を示す」としているところです。
その他	39	「シームレスアジア」については、分かりやすい日本語で書く必要がある。	戦略的目標については「東アジアとの円滑な交流・連携」と修正し、また第1部第3章第1節でシームレスアジアの形成の趣旨を明確にする等の修正を行いました。

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
その他	40	第3部第1章第3節「全国計画と広域地方計画の相互連携」および第4節「北海道総合開発計画……との連携」は節をおこすほどのことではない。	本計画中第3部は、広域地方計画の策定・推進に関する指針等を示しているものですが、全国計画と広域地方計画の相互連携の考え方及び北海道総合開発計画及び沖縄振興計画と国土形成計画との連携の考え方についても明らかにしておく必要があることから、読みやすさにも配慮し、節を設けて整理させていただいたところ です。
その他	41	原案は、依然として国土の開発、経済発展優先の思想が濃厚であるようです。	国土形成計画は、平成17年に改正された国土形成計画法に基づくものであり、これまでの開発基調から成熟社会型の計画とすることを特徴の1つとしております。このため、第1部第2章第1節において、「良好な自然環境や美しい景観の形成、…環境負荷の低減、ユニバーサルデザインの理念に基づく取組の推進等を図り、美しく信頼され質の高い「日本ブランドの国土」へと再構築していく。これにより、美しさと、安全面や環境面も含めた暮らしやすさを兼ね備えた国土を形成していく」とするなど、成熟社会型の計画を目指しているところです。計画の推進に当たって、新しい考え方の周知に努めてまいります。
その他	42	交通網なども含め、5年後10年後の計画の見通しを一枚の地図上で示すべきと思われる。	今回の国土形成計画では、まず、全国計画で国土形成の方向性を整理した上で、今後、広域地方計画において、それぞれの地元で具体的・即地的な検討を行うこととしております。また、計画の推進に当たっては、計画の内容についての分かりやすい説明について工夫してまいりたいと思っております。
その他	43	東アジアとの交流・連携推進が計画の中に位置付けられていることを評価します。その上で、①計画の効果的推進にあたり、東アジア諸国の国土計画、地域開発計画等の内容、推進状況を適切に評価し、わが国の施策にフィードバックすること、②広域計画の策定及び効果的推進にあたっては、同様に東アジア諸国の各種計画（特に地理的、経済的、社会的に「近接する」地域の計画）の内容、推進状況を適切に評価することを提案します。	計画の推進に当たっては、ご指摘の趣旨を踏まえ、東アジア諸国との連携を適切に図ってまいりたいと考えております。

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
その他	44	<p>示された基本的な方針、戦略的目標、全国的見地から必要とされる基本的施策等についても、概ね評価できる。策定された国土形成計画(全国計画)の推進に際しては、計画の実効性が確保されるよう、以下の意見を参考にさせていただきたい。</p> <p>1. 戦略的目標の実現に当たっては、国が主体となって取り組む事項を明示し、広域地方計画の牽引的な役割を果たすことが必要である。とりわけ、「世界に発展するシームレスアジアの形成」に向けた国際交通・物流インフラの整備、「持続可能な地域の形成」に向けた既存ストックに維持更新計画の策定・推進、「災害に強いしなやかな国土の形成」に向けたハード・ソフトの減災対策、「美しい国土の管理と継承」に向けた自然環境の保全・整備、「新たな公を基軸とする地域づくり」に向けた担い手の確保・育成と地域経営システムの構築、については、具体的なスケジュールを明示し、先行的・重点的に推進することが望ましい。</p>	<p>本計画は、国土形成に関する基本的な方針等を示しているものであり、国土基盤投資の方向性や、計画のモニタリングと評価など、計画の効率的な推進や実効性を高める仕組みについて示しているところです。これらを踏まえた計画の推進を図ってまいります。</p>
その他	45	<p>また、広域地方計画の推進が部分最適に陥らないよう、安全・安心や環境・景観保全等に関わる国土基盤の整備においては、最低限順守すべき基準やルール、利用及び保全計画を明示するべきである。</p>	<p>国土基盤の整備については、第1部第4章第1節において、安全で美しい国土の再構築等に資するよう、国土基盤の質的向上を図っていくことが重要であり、「事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮することが必要である。」としているところです。</p> <p>広域地方計画の策定・推進に当たっては、全国計画との連続性や広域地方計画相互間の整合性についても留意してまいります。</p>
その他	46	<p>2. 社会資本整備をはじめとする国土形成が確実に促進されるよう、新たな整備基金を創設する等の資金調達方策について明らかにしていくことが望ましい。</p>	<p>国土基盤投資のあり方については、第1部第4章第1節「国土基盤投資の方向性」に記述しているところです。</p> <p>なお、資金調達方策については、第2部第1章第2節(2)でPFI等による民間資金の有効活用など様々な手法・制度を最適に組み合わせしていく視点が重要である旨示しているところです。</p>
その他	47	<p>また、地方自治体の深刻な財政事情を踏まえて、中心市街地の再開発やLRT・トラム・モールの整備のために、民間事業者の積極的な参画を促すための、具体的な規制緩和、新たな仕組みづくり、支援方法を検討する必要がある。</p>	<p>民間参画によるまちづくりに関しては、第1部第3章第2節(1)の(魅力的で質の高いまちづくり)に都市再生に対する国の支援という観点で、また第2部第1章第2節(2)の(それぞれの強みを活かした都市圏の形成)に民間資金やノウハウの有効活用という観点で記述しているところです。</p>

事項	No.	意見の要旨	意見に対する考え方
その他	48	3. 国土形成計画、国土利用計画、社会資本整備重点計画がどのように関係しているのか、一般国民にも分かりやすい形で整理された全体像を提示すべきである。	国土利用計画については第1部第4章第4節に、社会資本整備重点計画については第1部第4章第1節に記述しているところです。今後の計画の推進に当たっては、分かりやすいかたちでの普及・啓発に努めてまいります。
その他	49	また、道州制の議論や中央防災会議で定められた減災目標との関係についても整合性を図ることが望ましい。	道州制については、現在各方面で様々な議論が進められているところであり、今後の動向について注視していく必要があると考えています。また、防災に関しては、中央防災会議で定められた防災基本計画と整合性を図っているところです。
その他	50	4. 広域地方計画の独自性を尊重しつつ、全国計画の戦略的目標に適った新時代の国土構造を構築していくに当たっては、分野別施策の整備目標(達成レベル)とスケジュールを明示しておくことが必要である。	本計画は、国土形成に関する基本的な方針等を示しているものであり、国土基盤投資の方向性や、計画のモニタリングと評価など、計画の効率的な推進や実効性を高める仕組みについて示しているところです。これらを踏まえた広域地方計画の検討が進められるものと考えております。
その他	51	5. モニタリング指標は、将来の国土像をイメージする上でも有効であることから、定量的かつ具体的な指標を早急に提示していただきたい。また、広域ブロックそれぞれの地域特性や特徴を示すという観点からも、各ブロック固有のモニタリング指標の設定を促すことが必要である。	ご指摘の趣旨については、第1部第4章第2節に記述しているところです。今後、適切なモニタリング指標の設定を行い、効率的、効果的な進行管理に努めてまいります。